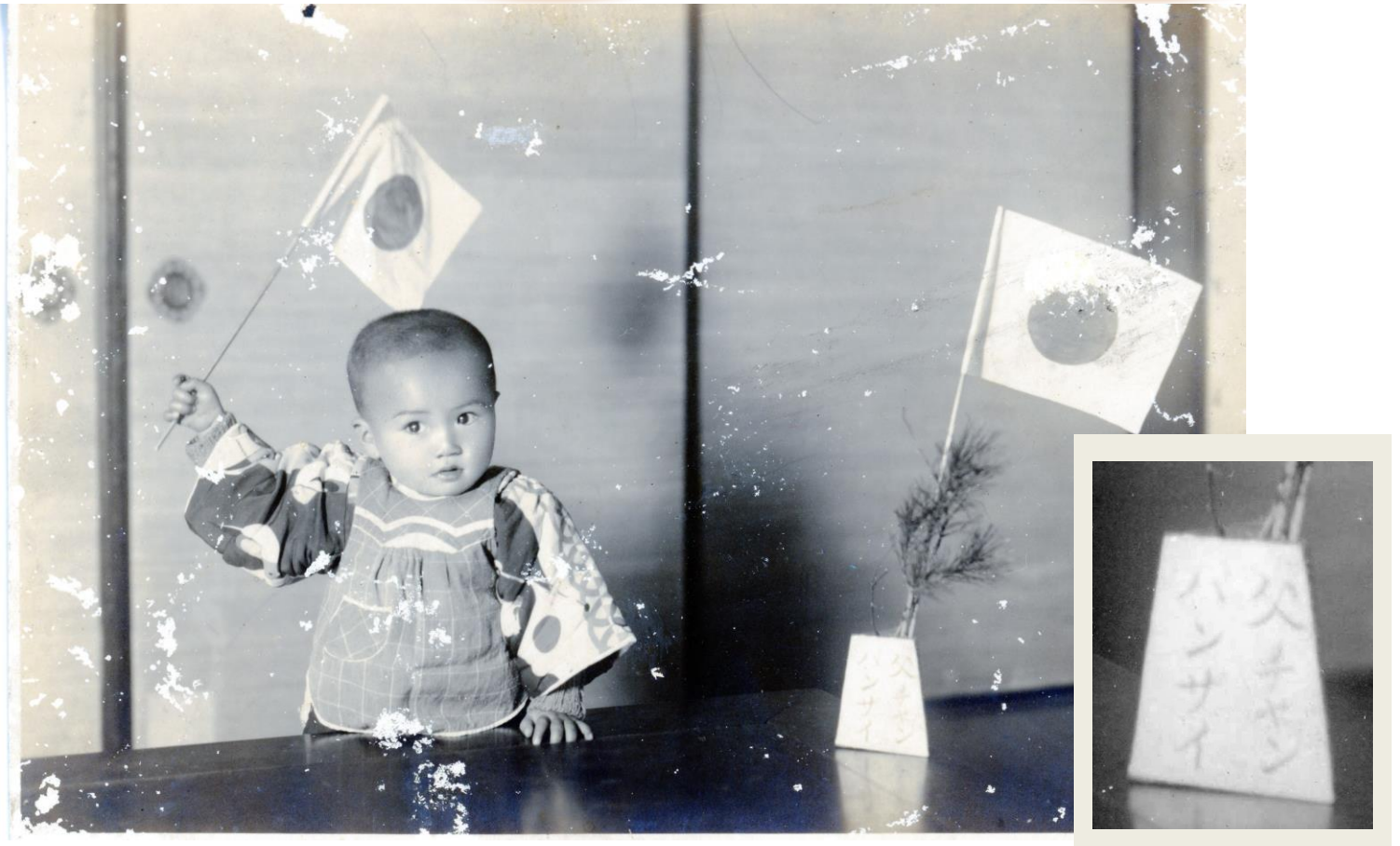




# 郷土資料室だより

鈴鹿市文化スポーツ部文化財課

第18号



伊船の谷口様からご寄贈いただいた資料の中に、昭和15年から30年代にかけての写真が18枚含まれていました。戦争中の写真がほとんどで、その中で目を引いたのがこの日の丸を振る小さな男の子の写真です。よく見ると、男の子が着ている服のお袖も日の丸模様。戦時中の微笑ましい日常のワンシーンだと思って、写真をスキャナーにかけました。ところが、スキャンしたデータを確認するためにモニターに拡大して映したところ、テーブル上の松の枝が挿してある（多分紙で作った）花瓶になにか文字が書いてあることに気づきました。その文字は「父ちゃん バンザイ」。

微笑ましい写真が、その瞬間、違った意味を持ちました。この子の父親は出征し、この写真を持って戦地に赴いたのかもしれませんが。

小さな一枚の写真ですが、たくさんのことを私たちに語りかけてくれているように思います。

この郷土資料室だよりでは、郷土資料室で保管する古文書を中心とした史資料について紹介していきます。

郷土資料室

〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目18-18  
Tel 059-382-9031 Fax 059-382-9071

発行/鈴鹿市文化スポーツ部  
文化財課

発行日/2023年7月25日

## 特集 安政大地震の爪痕②

### 冬至に起きた安政東海地震

前号では、嘉永七年（同年十一月安政と改元・一八五四）六月に発生した安政伊賀地震の被害状況をお伝えしましたが、漸く人心が落ち着きを取り戻した十一月四日の朝、またしてもM8.4の大地震が起こりました。

最初にご紹介するのは、両度に亘って甚大な被害を蒙った鈴鹿郡長沢村の「大井溝普請願」です。本史料は、左記①『大井溝寄夫御普請奉願候帳』（嘉永七年十月 『羽田家文書』No.160-1）と、②『大井溝寄夫御普請増坪人夫奉願候帳』（安政二年四月 同No.160-2）を合冊したもので、末尾には、「其村井溝（\*）普請、去冬結構被仰付候処、其後地震ニ而所々抜落堀立難出来、無掘五寸（約15cm）勾配ニ而仕立候段、今度積り立を以増寄夫願出候得共、再忘之儀御取上ケ無之、村方ニ而取賄精誠可申付答ニ候得共、天災ニ而実ニ多人夫相掛段々難渋歎候趣も有之二付、御時節柄ニ候得共、当一回如此被下之候事、」と、安政二年六月、増人夫四千人が認められた際の書付（同No.160-3 右全文）が貼付されています。

① 「右者当夏大地震ニ而古溝悉く崩込、井手通りハ大地割レ出来長三百八拾間（約684m）余之処、小社村稻門岸ニ付廻り何れ茂高岨ニ而、場所ニ寄拾四間（約25m）余も御座候、岨之中段ニ切付有之候間、下地洩水仕、井口ニ而壺升御座候水茂五合（半分）ニ相成、仮令御修覆被成下候共、洩水相留り候儀難出来、弥早損仕歎ケ敷奉存候間、溝堀替ニ相成候様一統申出候、尤堀替場所之儀者、小社村野地ニ而御座候故、大庄屋中右村方江御相談被下候処、納得仕呉候間、御時節柄奉恐入候得共、長三百五拾壹間三尺（約632m）之間堀替ニ被為成下候様奉願上候、」

## ②

「右者、当村井溝大騒之御普請被為成下難有仕合奉存、御仕方通り取掛り、余程堀込見申候処、去霜月頃地震も度々有之候得者、此俛ニ而者堀立中茂危く奉存、第一堀人之者共日々歎出候二付、怪我等之儀難計、無是悲法リ壺寸（差し渡し約3cm）増二仕、（中略）村方之儀最初方精誠之出金仕、差当り出金之手段、無御座候得者、眼前村借財ニ相成当惑罷有候折柄、堀立之儀春ニ到雨天勝ニ而御座候得者、深堀之儀故、場所ニ寄留り水之抜キ方無御座、且溝敷やわらかくどろ浮立候場所者其俛石垣出来不申、松丸太敷木入積立居申候、且又雇人入足之儀ハ、霜月地震方世上一同普請向多分自然と高賃ニ相成、別而石垣之儀者溝敷前書之儀故、水かへ人足・敷木入等旁ニ而臨時之人夫相掛り、落札直段ニ而出来不申、無掘壺間口ニ拾匁宛二仕、此間増金拾六両余相立候二付、是以奉願上度奉存候得共、重々之儀ニ付奉恐入、此儀并松丸太等之義ハ、如何様仕候而成共村方ニ而取賄可申候得共、右法リ（さしわたし）壺寸増人夫之儀者、何卒一村御取立与被為思召候而、格外之御仁恵を以、2前書之増坪人足被下置候様奉願上候、」（以下略）

この件に関しては、安政五年十二月に長沢村庄屋・葉田文七が記した「御用拾集メ留帳」（『長沢葉田家文書』No.18）にも、

「 覚

長沢村

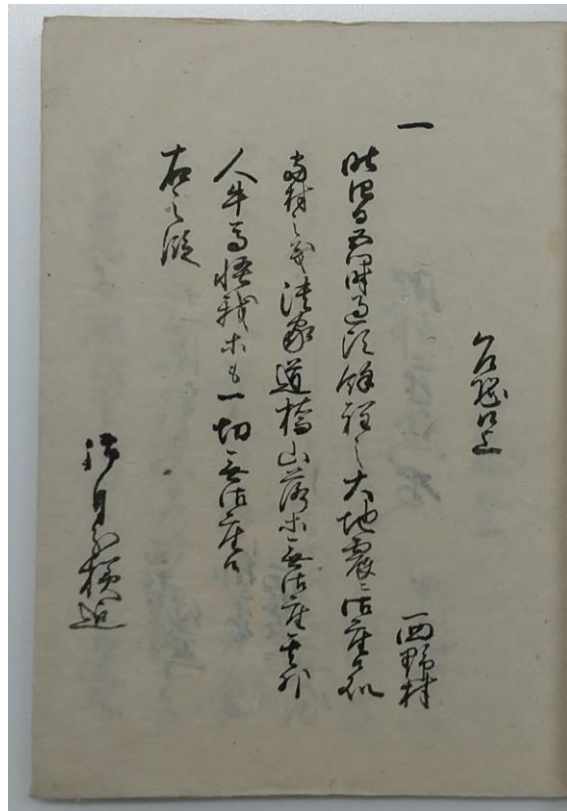
一 当村之儀、下地無類之早損（ひでりのために生じた田畑の損害）村ニ而極難渋之所、去ル寅年大地震ニ而、村居建物者不及申、長々之井溝筋悉く崩れ込容易ニ古井溝修覆難出来候二付堀替奉願上候、御見分之上堀替被為成下莫太之奉掛御苦勞、御仕法之通無滞出来一同難有奉存、」

と記されています。但し、築堤技術が向上する明治期まで、水の確保と水害予防の両立は難しく、水害を防ぐために堤を頑丈にすると、取水口に設けた堰で水流が弱くなり水論が起きる始末でした（\*2）。

『安政東海地震・安政南海地震報告書』（平成十七年三月 中央防災会議 災害教訓の継承に関する専門調査会）には、現太陽暦の十二月二十

三日午前九時頃に東海地震が起き、翌日午後四時頃に南海地震が起きた事、東海道が地震と津波で寸断し、薩埵峠（現静岡市）回りの新道を作った事、駿河・遠江・三河で二十九もの宿場が壊滅的被害を蒙った事が記されています。

鳥羽藩領の志摩国甲賀村や和具村（現志摩市）などは、「高山の如き」津波被害を受けましたが、伊勢国北部は幸い無事であった事が、『服部家文書』No.484の「十一月四日朝大地震二付、破損無之書附」からも窺えます（写真参照）。



本史料は、寺方村・西野村・平尾村・江村・鵜河原村・赤水村・海老原村・山之一色村・東坂部村の村役人が大庄屋・服部庄右衛門に届け出た調査書の合綴ですが、何と西野村は「余程之大地震二御座候処、当村之義潰家・道橋・山落等無御座、其外人・牛馬怪我等も一切無御座候、」（No. 484）「村方及見相調候処、聊破損所等無御座候二付、此段申上候、」（No. 483—2）と今回・前回共に損害ゼロと記載しています！

結局、本史料に見える損害は、「堤長合凡百間（約180m）程ゆり割御座候、」（山之一色村）及び前回の余波による破損（左記の平尾村）だけでした。

「乍恐口上

平尾村

一 去ル四日辰中刻比大地震御座候二付、御訴申上候後、一昨五日申中刻比方同夜四ツ時比迄二四度程地震御座候処、四日朝者追々軽く御座候得共、度々ゆり申候、夫方引続尔今（この後）時々ゆり申候、右地震二而破損等、申上候程之義者無御座候得共、当六月之地震二而家・土蔵・物置等壁ひゞり候分、追々損し申候、堤・道割等同様二而、下地之割目口明キ申候得共、今以破損御訴申上候程之義二者無御座候、此段書付を以申上候、以上、

十一月七日

平尾村年寄

忠左衛門（印）

同村庄屋

石川清左衛門（印）

（\*1）田の畝、又は村落の間にある通路。  
（\*2）『三重県史通史編 近世2』P74。安政四年（一八五七）六月には、「（大地震が起きた）去寅年已来、新規深堀石筒二伏替」た事で、内部川の取水を巡る水論が起きている（『服部家文書』No.291）

磯部長恒と和春麗賀飛

長恒こと磯部宇右衛門は、神戸惣町取締として町奉行所と町人との間に立ち町政を担当すると共に、菓子商・松島屋を営み、足代弘訓門下生として父・東流と共に佐佐木弘綱・信綱親子と水魚の交わりを持ち、正に三足の草鞋を履きこなせる大人でした。



前名・春藻として文政二年（一八一九）書写した『鈴屋翁小伝』（\*3）や『本居鈴屋大人伝』（\*4）、さらに安政五年（一八五八）、宣長自身の『遺言書』（\*5）に貼付された詳細な「按」（よくよく調べて考察する事）からも、長恒の弛まぬ研鑽振りが窺えます（全一冊・同「黒田家資料」No.94）。「郷土資料室だより」第5号「史料紹介」には、慶応三年（一八六六）、長恒が総町年寄としてまとめた『旧記』（同No.88）が詳述されていますので、ご参照下さい。

さて、話題を『和春麗賀扉』に戻しましょう。本書は巻頭から朱筆で、本居大人の歌集・玉銚百首（\*6）より第五十七首・「世の中はよごと（吉事）まがこと（凶事）ゆきかはる中よぞちぢ（様々）の事はなりづる」（「禍福は糾える縄の如し」と同意）が紹介され、

①「嘉永七年甲寅正月日より高岡橋無銭渡に致す、旧来久く年分凡百両金計は、地下方二人夫を費し諸人の銭を貪りしか、斯いたせし方十年千金、百年一萬金の諸人を救ひの見積り也、」

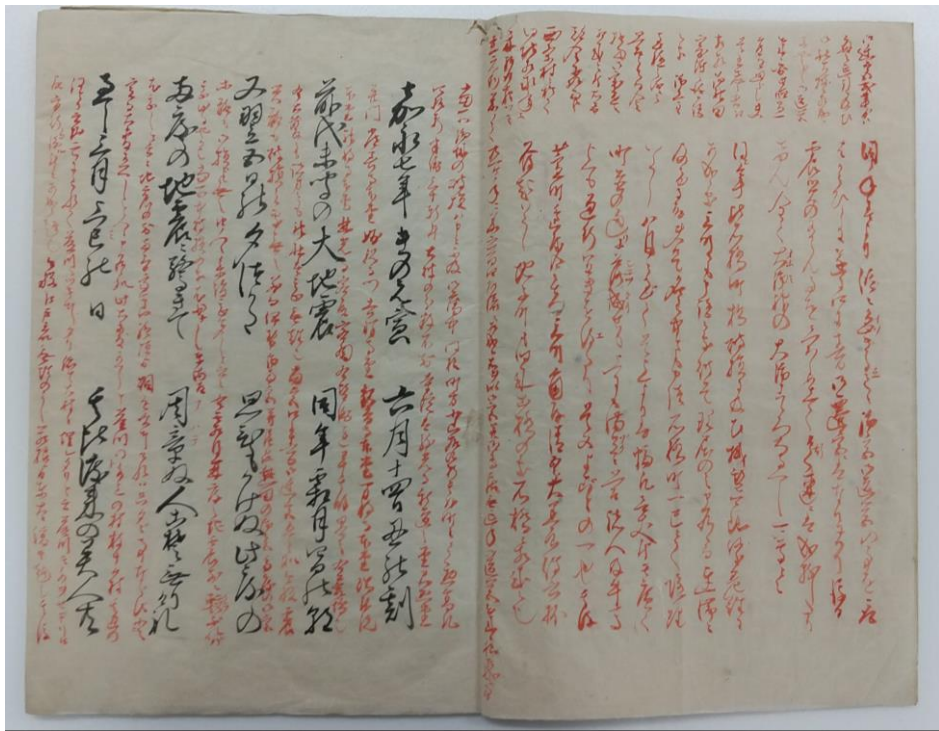
と、暴風強雨の節は元より、平水の際さえ、川越の筏銭・橋銭取立を渡世とする者が居る事を憂え、伊勢街道高岡橋架橋に尽力した事が記されています。こうして嘉永六年（一八五三）十一月に完成、翌年正月より晴れて無銭渡となった高岡橋は、安政大地震にさえびくともしなかったと言います（『鈴鹿市史 第二巻』二章八節）。さらに、

②「同年春より段々急ぎ事立て、御宮御造営の事を取はからひしに、遂に四月十六日、御邊宮二はなりにけり、後日震災の有らん事をしろしめして、かく速ニは成就したりけん、全く大御神の大御こゝろなるへし、可レ尊々々、」

この「御宮」は旧本多神社（合祀後、神館飯野高市本多神社と改称。神戸総社と呼ばれ、鈴鹿市神戸石橋町に鎮座）を指し、「長恒愚考を廻らし、夫是有志之者相頼、御神田寄附之儀申談候処、御上ニも至極之儀与被恩召被下、同金拾兩御寄進ニ相成候二付、右二都合五拾兩分西条村ニ於て田

地相求、年々米拾匁宛ツミ立、元利米ニて、廿一ヶ年二米六百四拾俵ニ相成候、右ヲ以、御宮御鳥居無延年御造営出来候様相成候事、と、社殿の建て替え・鳥居再建に尽力した事が窺えます。

なお、③「同シ年比石橋町橋破損に及び掛替可致、何分危難に相成候処…」の記事は、先述の「郷土資料室だより」第5号と重複するため省略し、文中「嘉永七年甲寅六月・同十一月等大地震之事、別記ニ委ければ悉略之、」の別記Ⅱ『和春麗賀扉』より、該当の記事をご紹介します。写真左ページは大地震を詠んだ長歌で、余白には、朱筆でみっしりと注釈が書き込まれています。



長歌

「嘉永七年きのえ寅

六月十四日丑の刻

前代未聞の大地震

同年霜月四日の朝

又翌五日の夕つかた

思ひもかけぬ此度の

両度の地震ニ驚きて

周章ぬ人こそ無りけれ

過し三月上巳の日

其比渡来の異人共

頻に交易望しに

飯に許容の御条約

有しとぞ聞く畏しや

天神地祇の御怒に

此震災も有しにや

同年霜月安政と

改元にこそ成にけれ

二年十月十一日

戌の刻方江戸も又

前代稀なる大地震

倒れし家蔵数しらす

死人は凡十万余

其大風洪水等

諸々国々に有しとぞ

注釈

「当所御城の破損ハ申二不及、御藩中同様町方小山拾九軒、其外町々ニ惣高凡四拾軒、半倒三十軒計、大破の分数不知、寺院は龍光寺新造之堂・尺迦堂并・常善寺本堂・妙祝寺門・吉祥寺堂・観音寺本堂・万福寺本堂・瑞龍院本堂・神福寺（\*7）本堂・林光寺客殿、右皆倒れ畢、其余略之、右荒増也、右大變ニも諸方とも神社は甚無難也、当宮四月十六日御遷宮有之候処、今般震災聊も破損之処無之、別伊勢御両宮并尾劬熱田の御宮・多度の御宮等聊も御損じ無之由、人々參詣甚多しと云々、右霜月再度之地震、前二較ぶれば甚ゆるやか也、当所中破損の処尤少ナシ、東海道尤甚しと云々、地震の前兩三日、富士山絶頂方烟を吹出しけれハ、只タゞ事ならずと、定而大變有へしと人々申居候処、此大變有之と、藤川の水上の村数十ヶ村、其辺のほとり之山ニツにわれて藤川へツキ出しタリ、依て右村々埋レタリと云、藤川モ水ヲセギリ（\*8）候

故、歩行三而渡ル計ニ相成候趣也、今般江戸表無難のよし、箱根方東大ニ緩キ趣也、其後、諸方より来翰ニて申越候、委細之事共、紙余白無之故略之、別本ニ委しく記す、」

「安政元年三月三日、（\*9）於神奈川飯二交易御条約ニ相成、其後天変地妖記するに暇あらず、同七年三月三日井伊侯七回忌ニアタリて、桜田ニて大變アリシも不思議也、此事人の知らざる所也、然者聞処ナレハ記し置、」

さて、磯部長恒は傍線部分のように、仏寺の甚大な被害に比べて神社の破損は僅少であると述べると共に、嘉永六年（一八五三）六月、翌七年一月と二度にわたったペリー来航にはじまり、アメリカ大統領フィルモアの開国要求に恐れをなした幕府が、日米和親条約を締結し、二百年以上続いた鎖国を放棄した事が天神地祇の怒りに触れ、大地震を引き起こしたと記しています。

その後、安政五年（一八五八）四月、ペリー来航当初より開国主義を進言していた井伊直弼が幕府大老に就任。アメリカ総領事ハリスの厳しい督促と、朝廷を中心とする尊皇攘夷運動との板挟みとなって、勅許を待たずに日米修好通商条約を断行し、反対派を徹底的に肅清したため、安政七年（一八六〇）、奇しくも神奈川条約締結と同日・三月三日白昼に、江戸城門前で水戸・薩摩の浪士らに暗殺されるといふ結末を迎えます。この「桜田門外の変」につきましましては、先述の『旧記』に詳述されていますので、改めてご紹介したいと思ひます。

そして長恒は「江府大地震ノ事、板行之物有之、右ニ委き故、爰ニ惣略之、安政見聞記と云書也、」

「大坂者、同七年十一月四日辰ノ下刻大地震、五日申中刻前四日ニ不劣大震、同日戌刻、沖合方大津浪来り、安治川橋ヲツキ落し、其川上迄舟ノ上り候を舟重り、微塵ニ相成候趣也、死人凡五千七百人斗、船損候事凡

## 二千艘と云々、

と、十一月四日朝の安政東海地震、僅か三十二時間後に起きた南海地震による津波被害を朱書し、本地震にまつわる注釈を終えています(震源地と地震規模については、「郷土資料室だより」前十七号をご参照下さい)。日本列島を取り巻く地震発生分布と解析には多くの関心が寄せられ、中でも南海トラフ(駿河湾、日向灘沖迄の海底の溝状の地形)でプレート境界型地震(\*10)が起きた場合、安政東海地震同様、甚大な被害が起ころる事が懸念されています。

なお、磯部長恒が嘉永二年(一八四九)十月、川合村(現津市)井上純蔵の紹介を以て入門し(\*11)「五先生」の筆頭に掲げた足代弘訓は、伊勢神宮外宮神主の家に生まれ、伊勢国学の中心人物となった神官で、佐佐木弘綱が最も尊敬する師でもあります。

幕末の伊勢神宮は「外国人の上陸と近辺徘徊は神地の汚穢を生じさせるゆえ、阻止するための防衛力が必要だ」という論理によって、両宮に大砲置場が設置され、宮司が神宮領農兵隊の指揮を執り、文久三年(一八六三)には最後の神戸藩主・本多忠貫ただつらが山田奉行に任命され(初の大名就任)、万全の防衛体制がとられました。

余談ですが、本居宣長の没後門人となった平田篤胤(\*12)の門下生・宮負定雄(下総国松沢村の名主)も、伊勢参宮への道すがら安政東海地震に遭遇し、被災状況を記した『地震道中記』に「熱田大神宮・津嶋牛頭天王御社・加(香)良須大神宮の御宮、神主家・伊勢神宮外宮・内宮撰社末社に至るまで少しも障りなし」と記しています(『地震道中記』安政東海大地震見聞録(巖松堂出版)。宣長が『玉鉾百首』第六十九首に「齋く(あがめたてまつる)べき 神等たちおきて 外とつ国に 異けしき神(異様な仏)をらいつくもろ人」と詠んだように、彼もまた大地震を神罰と捉えていた事が窺えます。

最後に「忘れ貝」とは、離れ離れになった二枚貝の一片をいいます。

「他の一片を忘れる」の意で、これを拾うと恋しい人を忘れられると言  
い、長恒は跋文(後書き)にて  
「一騎哥尽(\*13)といふ書の體裁によりて、震災以後の珍事の年月を  
たに(だに)・だけでも」の意(頓とミに見まほしく(すぐに見たいと思ひ)、  
彼かの曠のそみに倣なまふ(人の真似をする)はいとをこなる(極めて愚かな)業わざな  
ら、是は唯

### 老のなミ よせしいそへの 忘貝

#### わすれぬ為にかきあつめおく

と、書名の由来を詠じています。

(\*3) 本居大平(\*4参照) 門人の国学者にして石見浜田藩士・斎藤彦磨まろ撰。

(\*4) 私塾鈴屋すずのやの将来を嘱望された長男・春庭が失明してしまったため、宣長が養子として家督を譲った高弟・本居大平翁撰。宣長同様紀州藩に仕官し、和歌山本居家を興す。

(\*5) 鈴屋翁(宣長) 自撰、寛政十二年(一八〇〇)七月に執筆。お墓は菩提寺・樹敬寺の他、妙楽寺境内に七尺(約2m10cm)四方斗の地面を買取って、深さ七尺余の穴に埋葬するように、と記す(どちらも浄土宗寺院)。大和心を山桜花やまざくらにたとえる程桜を愛した宣長は、妙楽寺墓地の少し後へ塚を築いて山桜の木を植え、後論わくりなを「秋津彦美豆桜根大人」とする他、葬列・祭祀についても絵入りで大変興味深く詳述している。

(\*6) 天明七年刊・我が国成立の道を百の和歌で著した、宣長の代表作。

(\*7) 神戸城主織田信孝の祈願寺として寺領六百六十石を受領し栄えたが、安政大地震で焼失。再建後の明治初年、廃仏毀釈(神道国教化政策に基づく仏教排斥運動)の際、慎福寺と改称し今に至る。

(\*8) 瀬切り。水流を遮り止める。

(\*9) 欄外に「三月三日ハ未タ嘉永七年也、」(朱筆)とある。

(\*10) 海底にある海洋プレートが大陸プレートの下に沈み込み、大陸プレートの先端が引きずり込まれて「ひずみ」を蓄積↓「ひずみ」が限界に達し、境界部分を元に戻そうと跳ね上がり、地震が発生する。

(\*11) 長恒が詠んだ百首を浪華の萩原広道大人が添削した歌集『磯の藻屑』の挿



入紙(「黒田家資料」No.2-2)に記述。

(\*1-2) 平田篤胤が強い感銘を受け、本居宣長が『古事記伝』附巻とした『三大考』の著者・服部中庸が、篤胤入門の架け橋となった。

(\*1-3) 著者・加藤有隣は、儒学・神道・雅楽・兵学・砲術とあらゆる学問を修め、常陸国(現茨城県)笠間藩の藩政改革を実行しようとするも挫折。私塾を開いて全国の志士と交流し、高杉晋作が脱藩し最初に向かった先が加藤の元であったが、逆に江戸に帰るよう説得されたという(高杉晋作ミュージアムHPより)。

### 御紋附御盃と神戸藩主・本多忠實

それでは本号の締めくくりとして、磯部長恒が亡くなる前年・明治二年(一八六九)三月、町政に尽力した褒賞に下賜された、神戸藩本多家家紋「立葵」附の盃(写真参照・黒田家資料No.436)をご紹介します。

(箱書)

御紋附

御盃

磯部氏珍敬

(箱裏)

磯部良助

其方儀、若年方和漢之学ニ志深く、勤役中実体(真面目で正直)ニ相勤、毎々難渋之者等救遣し実行之間有之段達御聴、寄特之事ニ被思召、依之為御賞御盃并御酒料被下之、

巴三月

右御書付御添被下、御盃壹箱・金貳百匹拝領之時、

明治二年己巳三月廿一日

七十三老人磯部長恒拝書



最後の神戸藩主本多忠實は文人大名として知られ、佐佐木信綱撰が明治三十一年(一八九八)刊行した遺詠集『桃園集』(同No.444)他、直筆の雅歌や懐紙が残されています。先述の山田奉行就任について、若林喜三郎は「彼は慶応四年七月まで勤めたが、譜代の小藩として進展の著しい時節に、山田奉行という絶好の安全地帯にかくれて、天下の形勢を観望することを得た。」「非常な幸運」と記しています(『旧伊勢神戸藩主7本多家資料』の概要―その緒言と序章―)。

その後、藩籍奉還と同時に華族に列せられ、明治十七年(一八八四)華族令(公侯伯子男の五爵)公布によって子爵に列し宮中勤番・上野東照宮宮司などを勤めました。

写真は明治四年(一八七一)七月、廃藩置県の詔書が布告され、県内諸藩の知事免官と九月中の東京移住が命じられた際、神戸藩知事を免ぜられた忠實の書付で、「神戸城主本多河内守忠實公御直筆」と書かれた包紙と共に大切に保管されています(同No.111 左記抜粋)。激動する時代の最中に命令一下、華族として東京府貫属(管轄下)となり旧臣や旧領民との関係を絶たれた旧藩主の手記であり、明治当初の府藩県三治制から本格的な廃藩に至る過渡期を知る事の出来る貴重な歴史資料と言えます。

「旧將軍ニ於テモ天下ノ形勢ヲ察シ、遂ニ政權ヲ朝廷ニ歸シ奉レリ、付テ

ハ凡ソ天下ノ国主・領主モ皆其封土・人民ヲ奉還シ版籍全ク朝廷ニ帰シ  
 政令一途ニ出ツル事トハ成ニケリ、是ニ於テ天下ノ治所ヲ改メテ府・藩・  
 県ノ三等二分チ、各々知事・参事・属史等ノ官ヲ設テ人材ヲ登庸シ、門閥  
 ヲ廢シ冗官ヲ去リ務メテ国本ヲ饒ニシ玉ヘリ、是実ニ方今ノ急務ナリ、  
 サテ天下ノ形勢カク一變シタルハ、説客アツテ之ヲ誑カシタルニモ非ス、  
 又朝威ヲ以テ之ヲ強制シタルニモ非ス、

「忠實モ辱ク諸藩ト同ク知事職ニ任セラレシユヘ、此上ナキ有リ難キ  
 仕合ニテ、何卒君恩万分ノ一ヲモ報シ奉リ度ト存シテ、今迄ハ各々方ノ支  
 配ヲ致シ居タレトモ、今般御改革ニテ諸藩ヲ廢シテ皆県トナシ玉ヘリ、因  
 テ我等モ同ク職ヲ免セラレ召サレテ東京ニ帰ルナリ、」  
 「汝等苟モ辱ク忠實ノ舊ヲ思ヒ玉ハラハ、吾ガ為メニ私情ヲ去リ

公義ヲ思ヒ各々方向ニ迷ハスシテ、只一途神妙ニ朝旨ヲ奉シ新知事ニ事マ  
 ツリ職員・士卒・社寺・農工商ノ者共迄モ各其職分ヲ勉勵シ、国家ニ裨益  
 アルヲ務トシ、此ヲ以テ忠實ニ報ヒ玉ヘカシ、是ノミ汝等ニ冀望スル所  
 ナリ、

東京府貫属

華族

従五位本多忠實

(明治三十一年正四位叙位)

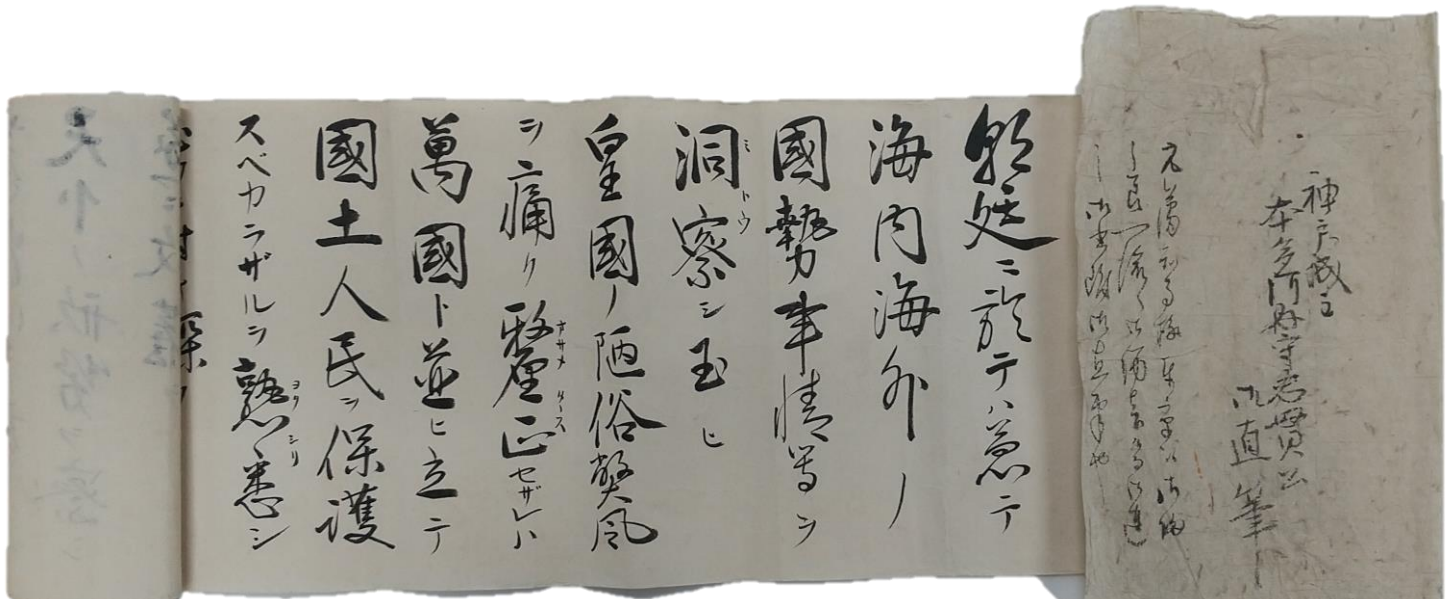
明治四辛未九月

神戸縣御管下

四民御中



本多忠實



(忠實書付 廢藩置県により東京へ移るにあたり伝え置く書)